

第4回岡山地方裁判所委員会議事概要

1 開催期日

平成17年2月10日（木）午後1時30分～午後4時00分

2 開催場所

岡山地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員・五十音順）

池田克俊委員，金馬健二委員，末金絹枝委員，杉浦三智夫委員，橋本明久委員，
松田克義委員，的場真介委員，三宅洋子委員，森田悟委員，山崎博幸委員

※井津端修司委員，立森伸康委員，山口健二委員は都合により欠席

（事務担当者）

松野勉部総括裁判官，西村章事務局長，松下由昭刑事首席書記官，劔持誠総務
課長，伊藤のりえ総務課課長補佐

4 議事

▪ 開会宣言（総務課長）

▪ 所長あいさつ

▪ 新任委員の紹介

新任委員 岡山商工会議所業務部長 松田克義

▪ 意見交換

松野勉部総括裁判官から現行の刑事裁判手続及び裁判員制度の概要について
説明して，意見交換を行い，次のような意見が出された。

○ 御案内の2月7日に刑事裁判の傍聴をしたときには，証人も，傍聴してい
る私も緊張して，正直なところ，裁判員になって法廷に座るというのは大変
なことだと思った。けれども，私自身，こうして何回も裁判所に足を運ぶよ
うになって，以前は近寄り難く思っていた裁判所にだんだん親しみを感じる
ようになってきている。検察審査会の検察審査員になった方も，その任期を

終えるころには、みなさん、裁判所を身近に感じられるようになって良かったとの感想を持たれている。裁判員制度も同じような効果があるだろうと思う。

- 裁判員は、選挙人名簿から選任することになる。裁判員制度の広報について、裁判所では、裁判員制度を地域に根ざした制度にする必要があることから、裁判員法成立後、平成16年6月、岡山県内のすべての地方公共団体を訪問して、広報についての協力依頼をし、ポスター掲示の依頼もした。

その後、司法教育充実の観点から、裁判官による出張講義の際、裁判員制度のパンフレットや裁判所広報誌「司法の窓」（裁判員制度特集号）を配布し、裁判員制度の説明をしている。また、同年8月には、岡山県内4か所で開かれた行政相談員ブロック会議で司法制度改革について講義する機会があり、裁判員制度についてもその目玉として説明した。そのほか、高校生、大学生を中心に年間約2000人の裁判傍聴を受け入れているが、その際に、裁判手続のビデオを視聴してもらったり、裁判官からの説明を聴いてもらったりする中で、裁判員制度についても触れるなど、地道な広報活動をしている。

今後の予定としては、平成17年2月に、岡山県高等学校教育研究会公民部会で高校教員約30人に裁判員制度について説明する機会を設けている。また、事業者の理解を深めていただくため、商工会連合会ホームページにも裁判員制度について掲載してもらう予定である。

裁判員制度については、最高裁ホームページの裁判員制度のコーナーでも紹介しているので、どうぞ、御覧ください。

- 裁判員制度については、国民の積極的な御理解と御協力が不可欠であるので、分かりやすい広報を広範に行う必要がある。
- 裁判員制度が実施されるためには、裁判員候補者や裁判員の控室、評議室、専用のトイレなどの設備が不可欠であると考えます。また、子ども連れの方の

ために託児所も必要なのではないか。

- 呼出状を受け取ってから裁判の日までにある程度余裕がないと困ると思う。
- 公判前整理手続が終わってから裁判員の選任手続に入ることになるので、裁判の日の何か月も前に呼出状を出すのは無理だと考える。接近した時期にならざるを得ないと考えるが、常識の範囲で運用することになるのではないか。
- 被告人が自白しているのか否認しているのかによって裁判員の負担は変わってくると考える。
- 審理が始まると一気に判決まで進むというイメージを持っている。裁判員裁判のための弁護技術の向上ということも検討しなくてはいけない。
- 裁判員裁判が始まってから、裁判員の感覚でおかしいと感じることがあれば、そこからまた裁判が変わっていくのではないか。
- 裁判員裁判では、裁判員が記録を読まなくても法廷で心証が取れるような裁判になっていく必要があると考える。裁判官は裁判記録を読む。裁判員も裁判記録を読む権利がある。けれども、裁判記録を読んだ裁判官と同じ程度の心証を裁判記録を読んでいない裁判員も持つことができる、そういう証拠の提出なり、説明なりを検察官、弁護人に努力していただく必要がある。
- 評議の前に、裁判官が裁判記録の要約したものを説明するという方法も考えられる。
- 遠方の人が裁判員になった場合、宿泊先の確保もしていく必要がある。
- 小さい子どもがいて世話をしないといけないとか、父子家庭や母子家庭であるとか、3日も4日も家を留守するということになる、実際には困るという場合がいろいろあるのではないかと思う。
- その程度で辞退を認めていると辞退する人が増えて、裁判員裁判ができないことになってしまう。近所でみるなどの工夫が必要になる。

- 施行までには、協力態勢を敷いておかなければいけない。それに向けて、これから協力のための教育とか広報とか、どういうふうにやっていくかは重要だ。
- 陪審制度を採用しているアメリカでは、兵役、納税、陪審員になることは、三大義務であるという国民の認識が形成されている。
- かつて日本で陪審制度が行われていたことがあるが、その時も各地で模擬裁判が行われた。裁判員制度の広報については、報道機関を通じて広報するほか、中学校単位くらいで、出向いてビデオを上映したり、模擬裁判をやったりして、具体的なイメージを持ってもらえるような活動が必要だと思う。
- 検察庁では、学校や各種団体の依頼を受けて、検事正や検察事務官が出張して、司法制度改革の説明をしている。そういう場で裁判員制度についての理解も深めてもらっている。また、今後も、機会があれば、適任の者が出張して裁判員制度の広報をしていくことを考えている。
- 2月12日と13日の2夜連続でNHKで裁判員制度を題材にしたドラマが放送される。
- 裁判員法が国会で成立した当時、報道機関でもずいぶん取り上げられた。裁判員制度についてはある程度国民に浸透してきたのではないかと感じている。
- 報道機関を通じての広報を効果的にするためには、節目をとらえて、報道機関に対しタイムリーに情報提供するのがよい。
- 裁判員制度で市民感覚を裁判に反映させるということは良いように感じるけれども、素人が裁判をするということだし、裁判員の選任など事務手続も増えることになるから、これまで以上に裁判に時間が掛かることになるのではないか。
- そのようなことのないようにしないといけない。そのために公判前整理手続でしっかり整理して裁判をすることが重要だ。

- 審理が始まると早く進行すると考える。
- 準備期間に多少時間が掛かったとしても最終的には迅速化されることになるだろうと予想している。ただ、裁判員制度は、裁判の迅速化を目指した制度ではなく、市民の参加ということが一番の理念であるから、その点についてはしっかり押さえておきたい。
- 市民が裁判に参加することによって裁判が分かりやすくなるということは理解できるが、公平な審理の確保とか、被告人の人権の保護という観点からも議論を進める必要がある。
- これまで精密手法でやってきた裁判が、裁判員制度により、手続もシンプルでビジュアル的なものになるであろうし、判決もシンプルなものに変わるだろうと思う。今後の動きに応じて、細かい部分も議論してつめていくことになるだろう。
- 次回の予定
 - 日 時 平成17年6月から7月ころ
 - テーマ 「多重債務者に対する裁判所の受付相談等について」